

第 1 章 序 論

資料序一① 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）（抄）

（総務省が行う政策の評価）

第 12 条

- 2 総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとする。

資料序一② 政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）（抄）

Ⅲ その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価

（3）総務省の評価活動

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価について、次により、重点的かつ計画的に一連の評価活動に取り組む。

- ① 各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査
- ② 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われるべきもの又は社会経済情勢の変化等に的確に対応するために政策評価が行われるべきものに関する評価の実施の必要性の認定（必要性の認定に関し、委員会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、委員会は、改めて評価を行うことの必要性等について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）
- ③ 上記②の結果に基づき政策評価を実施すべき旨を通知した場合において当該行政機関にゆだねては評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価（当該評価の実施に関し、委員会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、委員会は、評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認める状況について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）
- ④ 行政機関からの要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときに実施する評価

実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査における点検項目等の設定についての考え方

平成14年8月1日
行政評価局長決定

- 政策評価に関する基本方針（平成13年12月28日閣議決定）Ⅲ－２－(3)－イ－①に規定された「各行政機関が実施した政策評価についての実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」においては、以下を基本として点検を行う。

【点検項目】

- 1 評価の枠組み（計画・設計）に係る手順等の網羅性・充足性に関する項目
- 2 評価に使用したデータ・資料等の信頼性に関する項目
- 3 評価結果とその根拠（説明）の整合性に関する項目

1 評価の枠組み（計画・設計）に係る手順等の網羅性・充足性に関する項目

[着眼点]

評価の対象政策の特定、把握すべき政策の効果の特定、政策効果の把握・分析手法の設定、評価の観点の設定といった、評価の結論に至るまでの評価のプロセスにおける以下のような手順等が踏まれており、そのことが示されているか。

(例)

- a 評価の対象とした政策の範囲を明らかにすること。
- b 政策の目的・目標と遂行手段との対応関係を明らかにすること。
- c 評価に用いた当該観点を選択した理由を明らかにすること。
- d （必要性の観点を選択した評価の場合であれば、）政策効果からみて、評価対象政策の行政目的が国民や社会のニーズに照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかなどを明らかにすること。
- e （効率性の観点を選択した評価の場合であれば、）政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすること。
- f （有効性の観点を選択した評価の場合であれば、）得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている（得られると見込まれ

- る) 政策効果との関係を明らかにすること。
- g 政策効果の把握の手法を政策の特性に応じた適切なものとし、その際、当該手法を選択した理由を明らかにすること。
- h 政策効果の把握を的確に行うこと。
- i 学識経験を有する者の知見の活用方法及び趣旨を明らかにすること。

2 評価に使用したデータ・資料等の信頼性に関する項目

[着眼点]

評価に使用したデータ・資料及びそれらの収集方法等について、以下のような信頼性確保の手立てがとられ、そのことが示されているか。

(例)

- a 評価の際に使用した資料・データ等を明らかにすること。
- b 評価に使用したデータを自ら収集している場合等においては、当該データの収集方法、測定方法等を的確なものとする。
- c 評価の際に使用した仮定、外部要因等を明らかにすること。

3 評価結果とその根拠(説明)の整合性に関する項目

[着眼点]

評価の結果は、評価の各プロセスにおいて明らかとなった事実関係や政策効果の把握結果の論理的帰結となっているか。

(例)

- a 結果に至る理由や判断の根拠が明らかとなっているか。
- b 評価の結果が、政策効果の把握の結果の論理的帰結となっているか。

○ 上記の点検を行うに当たっては、可能な限り評価書により行うこととし、必要に応じヒアリング等を行うこととする。

○ 上記の点検項目については、必要に応じ見直しを行うこととする。

実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき 客観性・厳格性の達成水準等に関する審査について

1 政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保

(1) 政策評価制度は、政策を所管する行政機関自らが評価を行い、その結果を政策に適切に反映すること等を内容とするものであり、その実効性を高めるとともに、これに対する国民の信頼を一層向上させるため、評価の客観的かつ厳格な実施が必要である。そのためには、例えば、政策効果の把握の正確性や把握した政策効果と評価の結果との関係の妥当性のよう、評価の客観的かつ厳格な実施が確保されていると言えるために当然保たれるべきあるいは備えておくべき事柄が充足されている必要があると考えられる。

(2) このようなことから、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「法」という。)においては、以下の事項などを義務付けることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保することとしている。

- ① 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価すること
- ② その際、
 - ・ 政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に政策効果を把握すべきこと
 - ・ 政策の特性に応じて学識経験者の知見を活用すべきこと
- ③ 一定の記載事項を盛り込んだ評価書を作成すること

(3) また、政策評価に関する基本方針(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)においては、評価の実施において確保されるべき客観性・厳格性に関わる事項について、例えば、以下のとおりとされている。

- ① 評価の対象とする政策の特性に応じて適切な観点を選択、具体化し、総合的に評価する。
- ② 政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。
その際、できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いるものとし、これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。この場合においても、できる限り、客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るものとする。
- ③ 事後評価の実施に当たっては、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うものとする。
社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して適切なタイミングで行うものとする。
- ④ 学識経験を有する者の知見の政策の特性に応じた活用は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するためのものであることを踏まえ、高い識見、高度の専門的知識・能力を活用することや国民生活・社会経済への政策の関わりに関する実践的知識を活用することを基本として行うものとする。
- ⑤ 法第10条第1項に規定する評価書の作成に当たっては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、同項各号に掲げられている事項(※)について可能な限り具体的に記載するものとする。なお、評価の際に使用した仮定、外部要因等についても明らかにするものとする。

(※)

- ・ 政策評価の対象とした政策
- ・ 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期
- ・ 政策評価の観点
- ・ 政策効果の把握の手法及びその結果
- ・ 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- ・ 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
- ・ 政策評価の結果

(4) なお、諸外国における評価等への取組における実際例においても、評価が妥当なものであるために必要な手続等として求められている事項として、以下のようなものが見られるところである。

- 評価の設計の完全性
- 信頼性のある評価の構築
 - 測定の信頼性・妥当性
 - 推論された因果関係の妥当性
 - 要員等に係る専門性
- 政策効果の特定性
- データの妥当性・信頼性・信用性・確認可能性
- 証拠の正当性
- 報告の表現
 - 完全であること
 - 正確であること
 - 説得力を持つこと
(結果が説得力をもって表現されており、結論と勧告が事実の論理的結果となっていること)
 - 明確・簡潔であること

(5) このように、政策評価の客観的かつ厳格な実施が確保されていると言えるためには、評価において保たれるべきあるいは備えておくべき原理原則とも言うべきものがあり、それは、以上のことを踏まえれば、少なくとも、次のような事柄であると考えられる。

- ① 評価の枠組み(計画・設計)に係る手続等の妥当性
- ② 評価に使用したデータ・資料等の信頼性・妥当性
- ③ 評価結果とその根拠(説明)の整合性・妥当性

2 実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査

基本方針のⅢ-2-(3)-イ-①に規定された「各行政機関が実施した政策評価についての実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」(以下「審査」という。)は、政策評価の客観的かつ厳格な実施が確保されていると言えるための要件(上記1-(5)の①~③)を充足しているかとの観点から、実施手続等の評価の実施形式に係る事項について、点検を行うものである。これは、評価のプロセス及び結論の客観性について疑いを抱かせない程度に実施手続等の評価の実施形式において一定の水準等が達成されていることを確保しようとするものである。

そのためには、各行政機関により評価作業のプロセスにおいて一連の手続等が踏まれ、そのことについての説明が行われていることが重要であり、この説明は、評価書に可能な限り具体的に記述されていることが必要である。

以上を踏まえ、審査における点検項目の設定についての考え方は、別紙のとおりとする。

平成 15 年 8 月
行政評価局

「評価の実施の必要性の認定」は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 12 条第 2 項において、各行政機関の個別の政策について総務省が直接に評価を行う場合を規定していることを受け、総務省が評価を行うに先立ち、関係行政機関に対し、必要な評価を自ら実施するよう促すために行われるものである（「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）においてこのための手続が定められている。）。

以下では、今後「評価の実施の必要性の認定」活動に取り組んでいく上で踏まえるべき考え方を、客観性担保評価の意義、認定の検討対象、認定から総務省が行う評価にどう至るのかについて現時点で整理するとともに、この考え方を踏まえた今後の取組について明らかにする。

なお、この考え方は、今後の「評価の実施の必要性の認定」活動の取組状況を踏まえて変更があり得るものである。

1 評価法における客観性担保評価の規定の意義について

政策評価は、政策評価の在り方を規定する評価法第 3 条において、各行政機関が自ら評価を行い、政策に反映していくことが基本であるとされている。

この考え方を反映して、評価法第 12 条第 2 項では、評価が行われる必要があると総務省が判断した場合であっても、直ちに総務省がその必要とされる評価を行うこととはされていない。

つまり、評価法第 12 条第 2 項の規定の意義は、総務省が直接に各行政機関の政策について評価を実施することそれ自体にあるというよりも、むしろ、その規定を効果的に使うことによって、各行政機関による自己評価を当該行政機関における政策のマネジメント・サイクルの中で有効に機能させることを確保することにあると考えられる。

2 「評価の実施の必要性の認定」の検討対象について

評価法第 12 条第 2 項の意義を踏まえつつ、以下順に、現に実施されている政策を対象とする場合、これから行おうとする政策を対象とする場合、その他一般に評価の質に問題がある場合について整理を行う。

(1) 現に実施されている政策を対象とする評価（事後評価）

評価法第 12 条第 2 項の意義を踏まえると、各行政機関の政策の見直しや改善が行われないことが政策を所管する行政機関が自ら評価を行っていない又は評価を行っていても適切でないことに基づいている場合には、評価の実施の必要性が生じることとなる。

このような場合に該当するものとして、評価が行われている、行われていないにかかわらず、一般に、以下に該当する政策が検討対象となる。

- i 効果の発現が不十分であるか又は所定の期間に所期の目標を達成していないという状況が現れているが、
- ii 見直しや改善についての明確な方針が示されておらず、
- iii 見直しや改善が行われずに、そのまま存続されている政策

次に、関係行政機関により政策評価が行われているものの、政策の実態と評価結果との間にかい離が存在し、そのまま放置すれば、妥当でない評価結果が政策に反映されることとなる場合には、その結果適切な政策の見直しや改善に結び付かないこととなる。このため、効果があると判定していることについて合理的な理由が説明されていない評価や効果が乏しいとしているにもかかわらず合理的な理由が説明されないまま継続することが必要と判定されている評価についても検討対象となる。

ここで述べた検討対象は現に実施中の政策であることから、評価としては事後評価に該当する。事後評価については、対象となる政策（事業等）が継続中のものである中間的な評価と、対象となる政策（事業等）が既に完了している完了後の評価とに区分される。

このうち、中間的な評価については、その評価結果に基づいて政策を継続するか否かを判断することとなることから、評価結果が政策の見直しや改善につながり得るものである。このため、中間的な評価は、評価法第 12 条第 2 項が適用され得る主要な領域の一つとなる。

完了後の評価については、評価の対象である政策が既に終了していることから、当該政策についての見直しや改善の余地はないこととなる。しかしながら、その評価結果を基礎として政策が決定される場合において、効果の発現状況とその把握の結果とに著しいかい離があるとみられるときなどには、評価の結果得られた知見がそのまま活用されると政策の企画立案に著しい支障が生じるおそれがあることから、検討対象となり得る。

(2) これから行おうとする政策を対象とする評価（事前評価）

これから行おうとする政策についても、評価法第 12 条第 2 項に基づく「評価の実施の必要性の認定」の検討の必要性が生じる場合がある。

評価法第 9 条において事前評価が義務付けされている政策について政策評価が行われていない場合には、第 12 条第 2 項を適用するまでもなく、第 9 条に違反していることを指摘することによって義務の履行を確保することが可能である。

一方、関係行政機関により事前評価が行われているものの、その評価結果を反映して政策決定を行うことが適切でない場合には、改めて評価を実施する必要性が生じる。

この場合において、改めて行われる評価については、例えば、効果発現までの時間が長

期であるためその間に見込まれる効果についての慎重な吟味（再吟味）が十分に可能な場合には、見込まれる効果について政策の決定後速やかに評価を行うことを確保すれば足り、また、政策が決定されて後間をおかず実施され効果が発現するような政策については、効果が発現した段階で速やかに事前評価の検証を行うことを確保すれば足りると考えられる。

なぜなら、政策を実施すること自体に疑義があるような場合には、本来であればその実施をやめるよう働きかけることが必要となるものと考えられるが、必要な政策評価が行われるまで政策決定そのものを延期させることを想定してはいない現行法制の下では、総務省による直接の評価であれ各行政機関による評価であれ、政策評価を行うことによってこのような問題の解決が図られることは想定しにくいからである。

（3）一般に、行われた評価の質に問題がある場合

各行政機関により行われた政策評価の質に問題がある場合にも、政策自体の見直しや改善が必要となるかどうかにかかわらず、改めて評価を実施することの必要性が問題となる場合が想定される。

まず、古いデータや間違ったデータの使用、政策効果の把握方法の誤り、必要とされる検証の欠落、評価結果を導き出す分析手法の誤りなど評価において用いられた情報やその処理に問題がある場合には、関係行政機関に対して、データ、把握方法の修正、検証の充足、分析手法の修正などを働きかけることにより、当該行政機関による解決が可能となる。

ただし、このような修正などを働きかけているにもかかわらず、一向に当該行政機関により解決されないような場合には、「評価の実施の必要性の認定」を行い、総務省が直接に改めて評価を行うことがあり得る。

一方、評価によって提示された情報の質の程度が評価法において期待される水準をはるかに下回っているような場合も想定される。政策評価について期待される水準については、政策の特性や政策評価の方法によって異なり得るものと考えられることから、一律に論じることは難しい。この点については、「評価の実施の必要性の認定」との関係でどのように考えるべきか、また、それを政策評価の導入後間もなく評価情報の質が必ずしも高くないものが多い現在の状況下においてどのように当てはめていくかについて、具体的評価を検討素材としつつ、今後検討していくことが必要である。

3 「評価の実施の必要性の認定」と総務省が行う評価について

「評価の実施の必要性の認定」を行うに当たっては、関係行政機関により政策評価が行われている場合には、どういう評価が行われたか、また、関係行政機関により政策評価が行われていない場合には、必要とされる評価の予定があるかどうか踏まえられとともに、必要とされる評価において検証が実際に行うことができる条件が整っているかどうか、評価に要するコストに合理性があるかについても考慮されなければならない。

次に、評価法及び基本方針に基づき、実際に「評価の実施の必要性の認定」を行う場合には、

関係行政機関に対して政策評価を行うよう求めることとなる。その際、総務省は、当該行政機関に対して評価を行わなければならない理由を説明するとともに、当該行政機関が実施すべき政策評価の内容やその実施の期限等を提示し、かつ、そういった評価の実施が確保されない場合には総務省が当該行政機関に代わって直接に評価を行うことを明示することとなる。

総務省が関係行政機関に対し評価するよう働きかけを行っても、当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるときには、総務省が直接に評価を実施することについて必要な吟味を行った上で、総務省が当該行政機関に代わって評価を行うこととなる。関係行政機関により評価の実施が確保されない場合としては、例えば、関係行政機関が評価を実施することの必要性を認めず認定の内容について異議を呈している場合や、関係行政機関が評価を行うことの必要性それ自体は認めているものの、認定において示したような内容の評価が当該行政機関によって適期に実施されることが見込まれない場合が挙げられる。

4 「評価の実施の必要性の認定」の考え方を踏まえた今後の取組

評価の実施が必要とされる政策の具体的な範囲については、基本方針Ⅲ－２－(2)において①内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきこととされた行政分野において、当該行政機関が所掌する主要な政策、②内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しや改善の必要があると認められる主要な政策、③国民からの評価に対するニーズが高く、評価を実施する必要があると認められる政策が示されている。「評価の実施の必要性の認定」作業に際しては、これらの政策や財政負担の大きさといった観点からより慎重な評価が求められる政策に該当するかどうか、検討対象を絞り込んでいく際の一つの手掛かりとなるものと考えられる。

上記に該当するような政策や国民から評価の内容について何らかの疑問が出されている政策については、評価書に記載された情報のみでは必要とされる評価が適切に実施されているかどうかを判断することが難しい場合がある。このような場合、各行政機関によって行われた評価が客観的かつ厳格なものであるかどうかについて点検を行う役割を担っている総務省としては、当該政策や評価について関係行政機関に照会し回答を求め、必要に応じヒアリングを行うなど関係する情報の収集・分析等の活動に幅広く取り組んでいく必要がある。

このような取組により、国民に対して評価等の内容を丁寧に説明し疑問に答えていくことを通じて、政府全体として説明責任が果たされることとなり、同時に、各行政機関が行った評価について信頼性の確保が図られることにもなる。

総務省では、上記のような幅広い活動を日頃から行っていくとともに、今後、「評価の実施の必要性の認定」の考え方を踏まえ、以下に取り組む。

- 「評価の実施の必要性の認定」の手順等の具体化
- 実際に行われた評価を素材として、個々の事案にどのように「評価の実施の必要性の認定」の考え方を当てはめていくのかその基準の明確化

審査活動と「評価の実施の必要性の認定」の関係について

総務省は、評価法第12条第2項において、「行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ」とされていることから、基本方針（Ⅲ－2－(3)－イ①）に基づき、各行政機関が実施した政策評価について、「その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」など一連の客観性担保評価活動に取り組んでいる。

この審査の活動は、各行政機関が実施した政策評価の実効性を高めるとともに、これに対する国民の信頼を一層向上させることをねらいとして行われるものである。具体的には、政策効果の把握の正確性や把握した政策効果と評価との関係の妥当性のよう、評価の客観的かつ厳格な実施が確保されていると言えるために当然保たれるべき又は備えておくべき事柄が充足されているかどうかなど実施手続等の評価の実施形式に係る事項について点検を行う活動である。

したがって、審査の結果として課題の指摘を特に受けていない場合であっても「評価の実施の必要性の認定」に至る場合があり得る一方で、審査の結果として問題がある場合であっても「評価の実施の必要性の認定」に至らない場合が存在し得ることとなることから、審査の活動は「評価の実施の必要性の認定」の前提となるものではない。

このように、この審査の活動自体は、必ずしも「評価の実施の必要性の認定」に直接結びつくものであると言うことはできないが、他方では、審査の活動において得られた情報や知見は、評価が行われることの必要性を判断したり、実際に客観性担保評価を実施したりする際にも有益かつ重要なものである。

○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）（抄）

（政策評価の在り方）

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

（事前評価の実施）

第九条 行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。

一 当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。

二 事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていること。

（総務省が行う政策の評価）

第十二条

2 総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとする。

○政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）（抄）

Ⅲ-2-② 各行政機関の評価活動

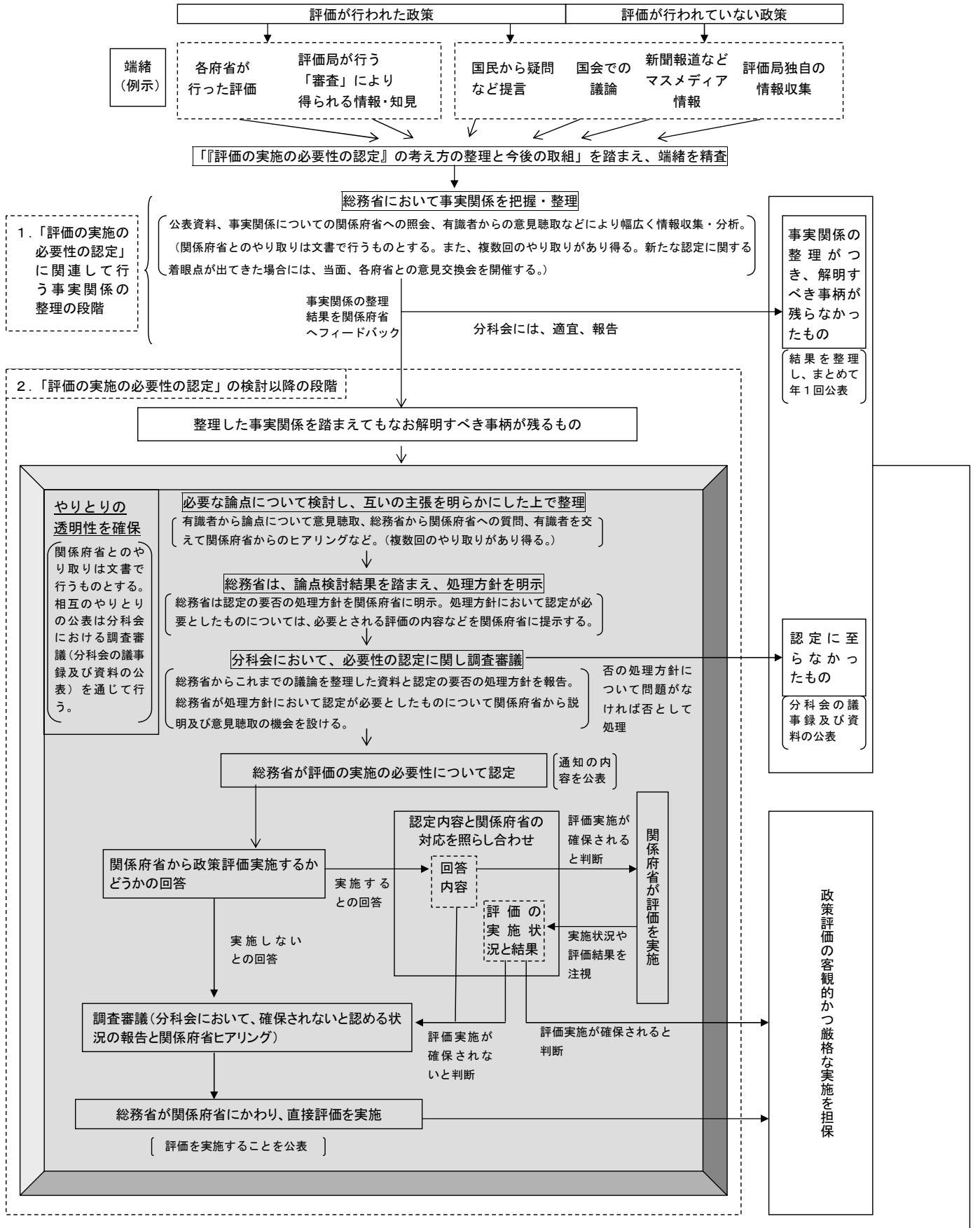
各行政機関は、所掌する次のような政策について、重点的かつ計画的な評価の実施を図るものとする。

- ① 施政方針演説等内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきこととされた行政分野において、当該行政機関が所掌する主要な政策
- ② 内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しや改善の必要があると認められる主要な政策
- ③ 国民からの評価に対するニーズが高く、評価を実施する必要があると認められる政策
- ④ 各行政機関において重点的に取り組むこととした政策

Ⅲ-2-③-イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価について、次により、重点的かつ計画的に一連の評価活動に取り組む。

- ① 各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査
- ② 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われるべきもの又は社会経済情勢の変化等に的確に対応するために政策評価が行われるべきものに関する評価の実施の必要性の認定（必要性の認定に関し、委員会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、委員会は、改めて評価を行うことの必要性等について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）
- ③ 上記②の結果に基づき政策評価を実施すべき旨を通知した場合において当該行政機関にゆだねては評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価（当該評価の実施に関し、委員会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、委員会は、評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認める状況について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）



取り上げた事例については、政策評価の質の向上などのために、様々な活用があり得る。（以下のパターンは例示）

- 【パターン1】 陥りやすい評価上の問題点を事例集としてまとめ、各府省に情報提供
- 【パターン2】 関連データの公開が確保されている場合には、評価の対案を提示するための調査研究を行い、結果を各府省にフィードバック（事案に応じて関係府省に参加を呼びかけ）
- 【パターン3】 評価手法を一般化することで、問題点が解決できる可能性のあるものについては評価手法を研究開発
- 【パターン4】 改善等の対応が望まれるものについて各府省の評価実施状況をフォロー
 - ・改善を要する事項が改善されているか
 - ・適時適切に必要な評価が実施されているか など

1 実績評価方式による政策評価

ア 評価の枠組みについて

(目標の設定状況)

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。(注)

○ 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

(注) 達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

イ 実績評価方式による政策評価の対象とされた政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証が行われている場合について (注)

実績評価方式による政策評価は、目標の達成度合いについて評価することが基本であり、目標を達成するために実施する具体的な事務事業等が当然に評価・検証の対象とされるわけではないが、実績評価方式による政策評価において、それらについての評価・検証が行われている場合には、その評価・検証がどのような質の情報を提供するものであるのかが重要となる。

この審査においては、次のような場合にそれぞれ点検を行っている。

- ① 個々の事務事業等の有効性、効率性等について評価・検証が行われている場合に、それがどのような質の評価情報であり、どのような評価結果に結び付いているのか。
- ② 個々の事務事業等に係る予算要求や機構定員要求への具体的な反映方針が示されている場合には、評価結果としてどのような情報が提供されており、それがどのような質の評価情報であるのか。

(注) 1－イに該当するのは、農林水産省の1府省である。

2－1 事業評価方式による政策評価（事前評価）

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとされている（政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）I－4－ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第9条及び

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条第 1 項）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針 I-4-U）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

2-2 事業評価方式による政策評価（事後評価）

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、

これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条第1項）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針I-5-A）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

1 実績評価方式による政策評価

ア 評価の枠組みについて

- (1) 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無

「○」 目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものを表す。

「△」 目標に関し達成すべき水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものを表す。

「－」 上記のいずれにも該当しないものを表す。

- (2) 指標の目標値等の設定の有無

各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」と同様の分類による。

イ 実績評価方式による政策評価の対象とされた政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証が行われている場合について

- (1) 得ようとした効果の明確性

「○」 得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。

「△」 「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。

「－」 得ようとした効果についての記載がないものを表す。

- (2) 把握された効果の明確性

上記の「得ようとした効果の明確性」と同様の分類による。

2-1 事業評価方式による政策評価（事前評価）

- (1) 得ようとする効果の明確性

「○」 得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。

「△」 「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。

「－」 得ようとする効果についての記載がないものを表す。

- (2) 検証を行う時期の特定

「○」 当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。

「△」 事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。

「－」 事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

(3) 効果の把握の方法の特定性

「○」 政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。

「△」 効果の把握の方法が不明確なものを表す。

2-2 事業評価方式による政策評価（事後評価）

(1) 得ようとした効果の明確性

「○」 得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。

「△」 「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。

「－」 得ようとした効果についての記載がないものを表す。

(2) 把握された効果の明確性

上記の「得ようとした効果の明確性」と同様の分類による。

評価手法が開発されていることなどから分野ごとに一括して審査を行うこととした研究開発、公共事業、政府開発援助及び規制の4分野に係る評価及び総合評価方式による評価を除いて、各府省が概算要求に関連して行い予算要求等に反映したとする評価を対象に、府省ごとにかつ個々の評価について個別に点検を行う審査を実施し、審査結果を関係機関に通知した。

審査結果の行政 評価局長通知	通 知 先	個別審査の対象
平成 21 年 12 月 3 日	内 閣 府	実績評価 20 件
	公正取引委員会	実績評価 4 件
	国家公安委員会 警察 庁	実績評価 28 件
	金 融 庁	実績評価 24 件 事業評価 4 件
	総 務 省	実績評価 4 件 事業評価 3 件
	公害等調整委員会	実績評価 2 件
	法 務 省	実績評価 6 件 事業評価 2 件
	財 務 省	実績評価 30 件
	文 部 科 学 省	実績評価 60 件
	厚 生 労 働 省	実績評価 38 件 事業評価 24 件
	農 林 水 産 省	実績評価 17 件
	経 済 産 業 省	実績評価 10 件 事業評価 163 件
	国 土 交 通 省	実績評価 13 件
	環 境 省	実績評価 9 件 事業評価 1 件
防 衛 省	実績評価 3 件 事業評価 8 件	
平成 22 年 1 月 29 日	金 融 庁	事業評価 1 件
	総 務 省	事業評価 4 件
	法 務 省	事業評価 4 件

審査結果の行政 評価局長通知	通 知 先	個別審査の対象
平成22年1月29日	文 部 科 学 省	事業評価 16 件
	厚 生 労 働 省	事業評価 4 件
	経 済 産 業 省	事業評価 226 件
	国 土 交 通 省	事業評価 40 件
	防 衛 省	事業評価 10 件
15府省 計778件 〔 内訳 実績評価268件 事業評価510件 〕		

資料序-⑨

府省別の政策評価の実施件数（事前評価・事後評価）

(単位：件)

府 省	事前評価	事後評価	計
内 閣 府	1	20	21
公正取引委員会	1	8	9
国家公安委員会 警 察 庁	2	28	30
金 融 庁	31	28	59
総 務 省	22	20	42
公害等調整委員会	0	2	2
法 務 省	4	12	16
外 務 省	49	75	124
財 務 省	0	31	31
文部科学省	34	61	95
厚生労働省	128	572	700
農林水産省	257	440	697
経済産業省	293	236	529
国土交通省	676	3,759	4,435
環 境 省	89	10	99
防 衛 省	24	35	59
計	1,611	5,337	6,948

(注) 各府省から送付された評価書（資料序-⑩参照）を基に当省が作成した。

行政機関名	評価書名	受付年月日	評価の時点・評価の方法等別 評価対象政策（施策、事業等）数	
			事前評価	事後評価 （中間段階・期中評価） （完了後評価）
内閣府	規制の事前評価「青少年自立支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた者の秘密保持義務の新設」	H21.3.4	規制：1件	—
	平成20年度内閣府本府政策評価書（事後評価）	H21.8.31	—	実績評価：20件
	規制の事前評価書	H21.2.27	規制：1件	—
	総合評価書	H21.4.1	—	総合評価：1件
公正取引委員会	実績評価書、総合評価書	H21.7.23	—	実績評価：4件 総合評価：3件
	「道路交通法の一部を改正する法律案」により新設又は変更される規制に関する事前評価書	H21.2.27	規制：2件	—
国家公安委員会 警察庁	平成20年度実績評価書	H21.7.16	—	実績評価：28件
	規制の事前評価書	H21.3.17	規制：11件	—
	規制の事前評価書	H21.4.7	規制：1件	—
	規制の事前評価書	H21.5.18	規制：2件	—
	規制の事前評価書	H21.5.25	規制：1件	—
	規制の事前評価書	H21.6.25	規制：2件	—
	規制の事前評価書	H21.7.7	規制：1件	—
	「平成20年度実績評価書」、「平成21年度事業評価書」	H21.9.2	事業評価：1件	事業評価：4件 実績評価：24件
	規制の事前評価書	H21.10.21	規制：6件	—
	規制の事前評価書	H21.11.5	規制：1件	—
金融庁	規制の事前評価書	H21.11.11	規制：3件	—
	規制の事前評価書	H21.12.9	規制：2件	—
	規制の事前評価書	H21.1.28	規制：1件	—
	規制の事前評価書	H21.5.18	規制：1件	—
総務省	平成21年度政策評価書	H21.7.7	—	事業評価：3件 実績評価：4件 総合評価：8件 — 研究開発：5件
	規制の事前評価書	H21.7.13	規制：3件	—
	規制の事前評価書	H21.8.7	規制：1件	—

行政機関名	評価書名	受付年月日	評価の時点・評価の方法等別 評価対象政策（施策、事業等）数	
			事前評価	事後評価 （完了後評価）
	平成21年度事前事業評価書	H21.8.31	事業評価：4件 研究開発：9件 公共事業：1件	—
	規制の事前評価書	H21.9.3	規制：1件	—
	規制の事前評価書	H21.11.20	規制：1件	—
公等調整委員会	行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書	H21.9.1	—	実績評価：2件
法務省	平成20年度法務省事後評価実施結果報告書	H21.9.2	—	事業評価：2件 実績評価：3件(注1) 総合評価：1件(注2) 実績評価：6件 総合評価：4件
	平成21年度法務省事前評価実施結果報告書	H21.9.2	事業評価：4件	—
	外務省における事前評価書	H21.1.20	ODA：1件	—
	外務省における事前評価書	H21.2.16	ODA：1件	—
	外務省における事前評価書	H21.2.24	ODA：2件	—
	外務省における事前評価書	H21.3.6	ODA：1件	—
	外務省における事前評価書	H21.4.3	ODA：9件	—
	外務省における事前評価書	H21.4.8	ODA：2件	—
	外務省における事前評価書	H21.6.1	ODA：2件	—
	外務省における事前評価書	H21.6.4	ODA：2件	—
外務省	外務省における事前評価書	H21.6.10	ODA：1件	—
	外務省における事前評価書	H21.6.23	ODA：5件	—
	外務省における事前評価書	H21.7.2	ODA：4件	—
	外務省における事前評価書	H21.7.8	ODA：2件	—
	外務省における事前評価書	H21.7.21	ODA：3件	—
	外務省における事前評価書	H21.8.11	ODA：1件	—
	平成21年度外務省政策評価（平成20年度に実施した施策に係る政策評価）	H21.8.21	—	総合評価：58件 ODA：16件
	外務省における事前評価書	H21.8.24	ODA：2件	—
	外務省における事前評価書	H21.9.8	ODA：1件	—
	外務省における事前評価書	H21.10.29	ODA：5件	—

行政機関名	評価書名	受付年月日	評価の時点・評価の方法等別 評価対象政策（施策、事業等）数	
			事前評価	事後評価 （完了後評価）
財務省	外務省における事前評価書	H21.11.10	ODA：2件	—
	外務省における事前評価書	H21.11.20	ODA：1件	—
	外務省における事前評価書	H21.11.30	—	ODA：1件
	外務省における事前評価書	H21.12.10	ODA：2件	—
財務省	平成20年度政策評価書	H21.6.22	—	実績評価：30件
	重要対象分野に関する評価書—地震保険—（総合評価書）	H21.10.14	—	総合評価：1件
文部科学省	原子力事業者が講ずべき損害賠償措置に係る規制の改定に関する評価書	H21.2.5	規制：1件	—
	文部科学省実績評価書、文部科学省事業評価書	H21.9.1	事前評価：36件(注3) 研究開発：23件(注3)	実績評価：60件
	総合評価書	H21.11.30	—	総合評価：1件
	文部科学省事業評価書	H21.12.1	事前評価：16件 研究開発：17件	—
	厚生労働省における政策評価の評価書（規制影響分析書）	H21.1.21	規制：1件	—
	厚生労働省における政策評価の評価書（規制影響分析書）	H21.1.29	規制：1件	—
	厚生労働省における政策評価の評価書（規制影響分析書）	H21.3.19	規制：5件	—
	厚生労働省における政策評価の評価書（規制影響分析書）	H21.4.24	規制：1件	—
	厚生労働省における政策評価の評価書	H21.5.15	公共事業：84件	公共事業：75件
	厚生労働省における政策評価の評価書（実績評価書及び事業評価書）	H21.8.31	事業評価：4件	事業評価：24件 実績評価：38件
厚生労働省	厚生労働省における政策評価の評価書	H21.8.31	研究開発：28件	研究開発：26件
	厚生労働省における政策評価の評価書（規制影響分析書）	H21.9.30	規制：1件	—
	厚生労働省における政策評価の評価書（規制影響分析書）	H21.10.20	規制：1件	—
	厚生労働省における政策評価の評価書（規制影響分析書）	H21.10.20	規制：1件	—
	厚生労働省における政策評価の評価書（規制影響分析書）	H21.10.28	規制：1件	—
	総合評価書	H21.11.30	—	総合評価：1件
	規制の事前評価結果	H21.2.16	規制：2件	—
	規制の事前評価結果	H21.2.23	規制：1件	—

行政機関名	評価書名	受付年月日	評価の時点・評価の方法等別 評価対象政策（施策、事業等）数	
			事前評価	事後評価 （完了後評価）
農林水産省	平成20年度事業評価（農業農村整備事業等補助事業の事前評価）	H21.3.31	公共事業：165件	—
	平成20年度事業評価（農業農村整備事業等補助事業の期中の評価）	H21.3.31	—	公共事業：94件
	平成20年度事業評価（農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価）	H21.3.31	—	公共事業：162件
	平成20年度水産関係公共事業の事業評価結果	H21.3.31	公共事業：6件	公共事業：30件
	平成20年度事業評価（林野公共事業）の結果	H21.3.31	公共事業：61件	公共事業：19件
	平成20年度事業評価（研究開発）の結果	H21.3.31	—	研究開発：2件
	農林水産省政策評価結果（平成20年度に実施した政策の評価結果）	H21.7.10	—	実績評価：17件（政策手段別評価：5件）
	農林水産省政策評価結果（成果重視事業）	H21.7.10	—	実績評価：8件（注4）
	平成21年度水産関係公共事業の事業評価結果	H21.8.31	—	公共事業：4件
	平成21年度事業評価（林野公共事業）の結果	H21.8.31	—	公共事業：48件
	平成21年度事業評価（国営土地改良事業等の事前評価）の結果	H21.8.31	公共事業：13件	—
	平成21年度公共事業の事業評価[期中の評価]（国営土地改良事業等再評価）の結果	H21.8.31	—	公共事業：11件
	平成21年度事業評価（国営土地改良事業等の完了後の評価）の結果	H21.8.31	—	—
	平成21年度事業評価及び総合評価（研究開発）の結果	H21.8.31	研究開発（事業評価）：5件	研究開発（総合評価）：1件
	規制の事前評価	H21.10.21	規制：1件	—
	規制の事前評価結果	H21.11.5	規制：1件	—
	平成21年度事業評価（研究開発）の結果	H21.11.6	研究開発：2件	—
	有害化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するための化学物質管理の強化に係る規制の事前評価書	H21.3.17	規制：1件	—
	安全保障に関連する貨物や技術の国外流出を防止するための貿易管理の強化に係る規制の影響の事前評価書	H21.3.17	規制：1件	—
	「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現に係る規制の事前評価書	H21.3.17	規制：1件	—
エネルギー供給事業者に対する非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の義務付けに係る規制の影響の事前評価書	H21.3.17	規制：1件	—	
平成20年度事後評価書（化学物質管理）	H21.4.3	—	実績評価：1施策 事業評価：10事業 規制：5件	
平成20年度事後評価書（流通・物流基盤整備）	H21.4.3	—	実績評価：1施策 事業評価：4事業	
平成20年度事後評価書（工業用水道事業の整備）	H21.4.3	—	公共事業：3件	

行政機関名	評価書名	交付年月日	評価の時点・評価の方法等別 評価対象政策（施策、事業等）数	
			事前評価	事後評価 （完了後評価）
経済産業省	平成20年度事後評価書（鉱物資源の安定供給確保）	H21.4.3	—	実績評価：1施策 事業評価：16事業 規制：3件
	平成20年度事後評価書（貿易投資促進）	H21.4.3	—	実績評価：1施策 事業評価：9事業 規制：1件
	平成20年度事後評価書（資源循環推進）	H21.4.3	—	実績評価：1施策 事業評価：15事業 規制：5件
	平成20年度事後評価書（産業保安）	H21.4.3	—	実績評価：1施策 事業評価：32事業 規制：11件
	平成20年度事後評価書（ものづくり産業振興）	H21.4.3	—	実績評価：1施策 事業評価：42事業 規制：11件 研究開発：9件 研究開発：3件
	平成20年度事後評価書（貿易管理）	H21.4.9	—	実績評価：1施策 事業評価：4事業 規制：2件
	平成20年度事後評価書（知的財産の適切な保護）	H21.4.9	—	実績評価：1施策 事業評価：4事業
	平成20年度事後評価書（中小企業事業環境の整備）	H21.4.9	—	実績評価：1施策 事業評価：27事業
	国際的な枠組みにおける合意に基づく輸出規制対象範囲の改正等に 係る事前評価書	H21.6.8	規制：1件	—
	事故事例の実態についての分析を踏まえた電気用品の技術基準の改 正に係る事前評価書	H21.7.8	規制：1件	—
	平成20年度事後評価書（通商政策）	H21.9.4	—	実績評価：1施策 事業評価：4事業
	非化石エネルギー源の利用又は化石エネルギー源量の有効な利用の 目標を達成するための計画の提出義務が課せられる事業者の範囲を 定める規制に係る事前評価書	H21.9.4	規制：1件	—
	製造、使用、輸出入を制限する残留性有機汚染物質の指定に関する 事前評価書	H21.9.4	規制：1件	—
	平成22年度予算概算要求等に係る事前評価書等	H21.9.4	事業評価：34施策(注5) (個別事業：229件) (公共事業：1件) (研究開発：54件)	—
	平成21年度事後評価書（工業用水道事業の整備）	H21.10.20	—	公共事業：5件(注5)
	平成21年度事後評価書（工業用水道事業の整備）	H21.12.9	—	公共事業：5件

行政機関名	評価書名	受付年月日	評価の時点・評価の方法等別 評価対象政策（施策、事業等）数	
			事前評価	事後評価 （完了後評価）
国土交通省	平成22年度予算概算要求等に係る事前評価書等	H21.12.9	事業評価：34施策 （個別事業：226件） （公共事業：1件） （研究開発：57件）	—
	国際的な枠組みにおける合意に基づく輸出規制対象範囲の改正に係る事前評価書	H21.12.22	規制：1件	—
	規制の事前評価書	H21.1.26	規制：1件	—
	規制の事前評価書	H21.2.10	規制：1件	—
	規制の事前評価書	H21.2.10	規制：1件	—
	規制の事前評価書	H21.3.16	規制：1件	—
	個別公共事業の評価書（その3）	H21.3.18	公共事業：25件	—
	政策レビュー結果（評価書）		—	総合評価：4件
	個別公共事業の評価書—平成20年度—	H21.3.31	公共事業：463件	公共事業：3,588件 （注6） 公共事業：85件
	個別研究開発課題の評価書—平成20年度—		研究開発：34件	研究開発：1件 研究開発：27件
	規制の事前評価書	H21.6.25	規制：1件	—
	個別公共事業の評価書（その2）	H21.7.8	—	公共事業：14件
	個別公共事業の評価書（その3）	H21.7.14	—	公共事業：3件
	個別公共事業の評価書（その4）	H21.7.29	—	公共事業：1件
	平成22年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）		政策アセスメント：49件 （注7）	—
	平成22年度予算概算要求等に係る個別公共事業評価書		公共事業：18件（注8）	公共事業：14件（注10）
	平成22年度予算概算要求に係る個別研究開発課題評価書		研究開発：36件（注9）	—
	平成20年度政策チェックアップ評価書	H21.8.31	—	政策チェックアップ：13件
	平成20年度政策アセスメント結果評価書		（政策アセスメント：13件）（注11）	—
	平成21年度予算に係る個別公共事業の評価書		公共事業：61件	公共事業：8件
平成22年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）	H21.11.26	政策アセスメント：40件	—	
平成22年度予算概算要求等に係る個別公共事業評価書		（公共事業：1件）（注8）	—	
平成22年度予算概算要求に係る個別研究開発課題評価書		（研究開発：2件）（注9）	—	

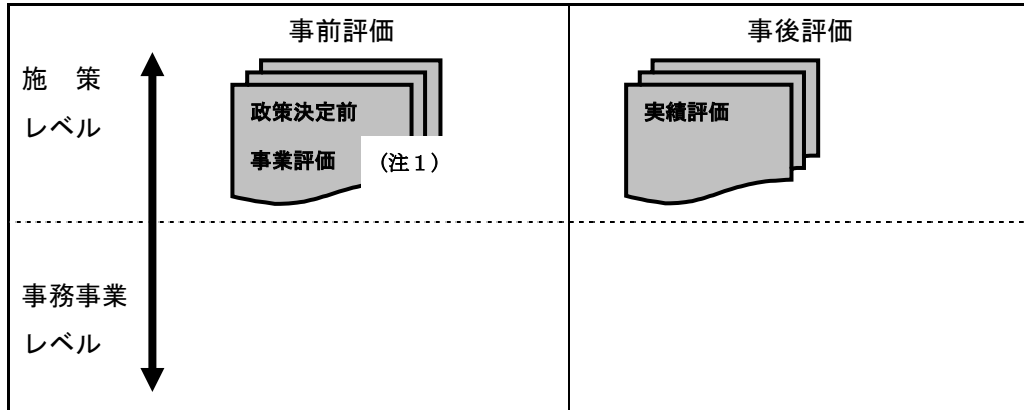
行政機関名	評価書名	交付年月日	評価の時点・評価の方法等別 評価対象政策（施策、事業等）数	
			事前評価	事後評価 (完了後評価)
環境省	政策レビュー結果（評価書）	H21.11.26	—	総合評価：1件
	規制に関する事前評価書	H21.2.25	規制：1件	—
	規制に関する事前評価書	H21.2.26	規制：1件	—
	規制に関する事前評価書	H21.3.4	規制：8件	—
	規制に関する事前評価書	H21.3.5	規制：4件	—
	公共事業に関する事前評価書	H21.3.31	公共事業：73件	—
	平成20年度環境省政策評価書	H21.8.28	—	事業評価：1件 実績評価：9件
	公共事業に関する事前評価書	H21.9.1	公共事業：1件	—
	規制に関する事前評価書	H21.9.1	規制：1件	—
	平成20年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書	H21.4.2	—	実績評価：2件 総合評価：19件 — — 事業評価：8件 — — 研究開発：5件
	平成21年度事前の事業評価及び実績評価の政策評価書	H21.9.3	事業評価：11件(注12) 研究開発：14件(注12)	実績評価：1件
	平成21年度事前の事業評価の政策評価書	H21.11.12	事業評価：10件 研究開発：14件	—

- (注1) 法務省の当該評価書は、政策体系における評価の単位である「施策」の下に位置付けられる成果重視事業に係る評価であり、かつ中間報告であるため、件数には含まれていない。
- (注2) 法務省の当該評価書は、中間報告として取りまとめたものであることから、件数には含まれていない。
- (注3) 文部科学省の当該評価書は、平成22年度予算概算要求の組替えに伴う評価書の修正等が行われ、1件が修正され、1件が削除されている。
- (注4) 農林水産省の当該評価書は、同省の実績評価方式による評価の基本単位である「17政策分野」とは政策体系上の位置付けが異なることから、件数には含まれていない。
- (注5) 経済産業省の当該評価書は、平成22年度予算概算要求の見直しが行われ、これに伴い、21年12月に改めて評価書が送付されたことから、件数には含まれていない。
- (注6) 国土交通省の当該評価書のうち、評価手続中のものは件数には含まれていない。
- (注7) 国土交通省の当該評価書は、平成22年度予算概算要求の組替えに伴う評価書の修正等が行われ、21年11月に改めて評価書が送付されたことから、件数には含まれていない。
- (注8) 国土交通省の当該評価書18件のうち、平成22年度予算概算要求の組替えに伴い、1件が修正され、4件が削除されている。
- (注9) 国土交通省の当該評価書36件のうち、平成22年度予算概算要求の組替えに伴い、2件が修正され、2件が削除されている。
- (注10) 国土交通省の当該評価書のうち、評価手続中のものは件数には含まれていない。
- (注11) 国土交通省の当該評価書は、平成20年度予算概算要求に係る評価を予算成立後に修正したものであるため、件数には含まれていない。
- (注12) 防衛省の当該評価書は、平成22年度予算概算要求の組替えに伴う評価書の修正等が行われ、21年11月に改めて評価書が送付されたことから、件数には含まれていない。

資料序－⑪ 各府省の政策評価における評価方式の組合せの類型

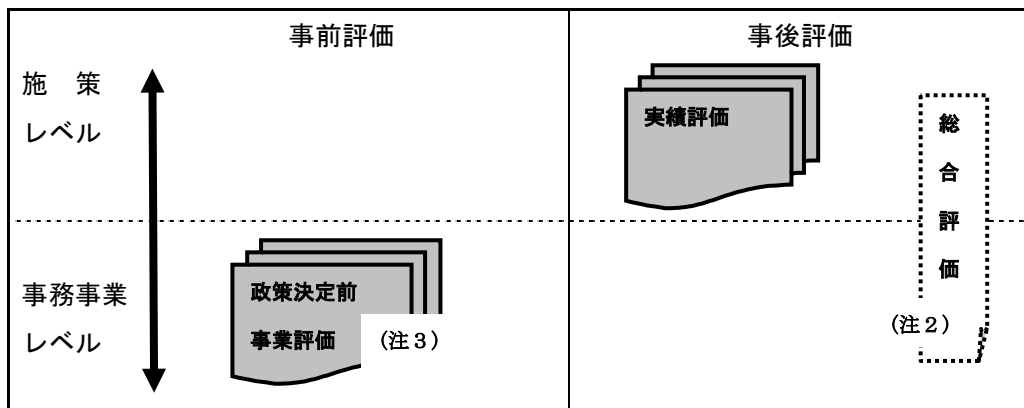
平成14年度以降に各府省で行われた政策評価を基に、各府省がそれぞれの評価方式をどのように組み合わせて政策評価を行っているのかを整理すると、おおむね次のように類型化することができる。

- ① 施策レベルの政策について、実績評価方式による評価が行われ、事務事業レベルの政策については政策評価が行われていない府省（公害等調整委員会（注1））



（注1） 公害等調整委員会では、施策レベルの政策について、事業評価方式による事前評価も行われている。

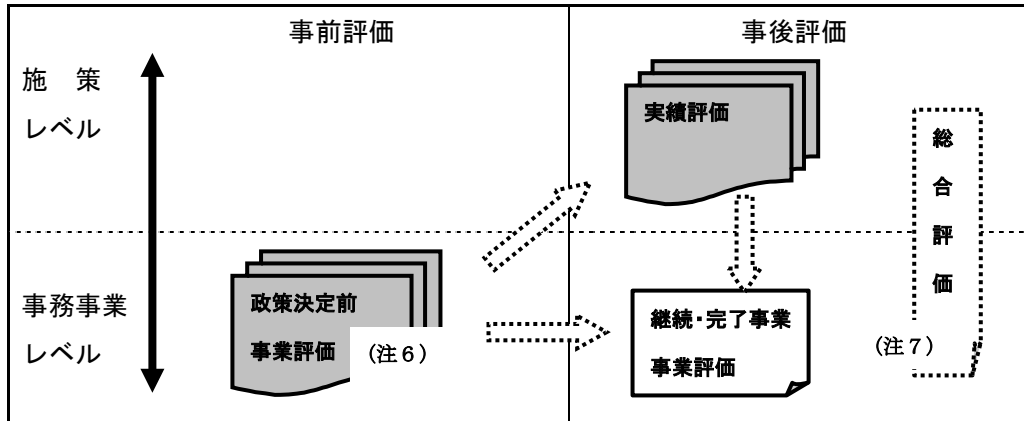
- ② 施策レベルの政策について、実績評価方式による評価が行われ、事務事業レベルの政策については、事業評価方式による事前評価のみが行われている府省（内閣府、財務省及び国土交通省）



（注2） 3府省すべてで、総合評価方式による評価も行われている。

（注3） 財務省の当該評価は、規制影響分析（R I A）に関するものである。

- ③ 施策レベルの政策について、実績評価方式による評価が行われ、事務事業レベルの政策については、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている府省（国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省（注4）、法務省、文部科学省（注5）、厚生労働省、環境省及び防衛省）



（注4） 総務省では、同省の主要な政策について、当該政策の特性等に応じて、実績評価方式又は総合評価方式により評価を行っている。

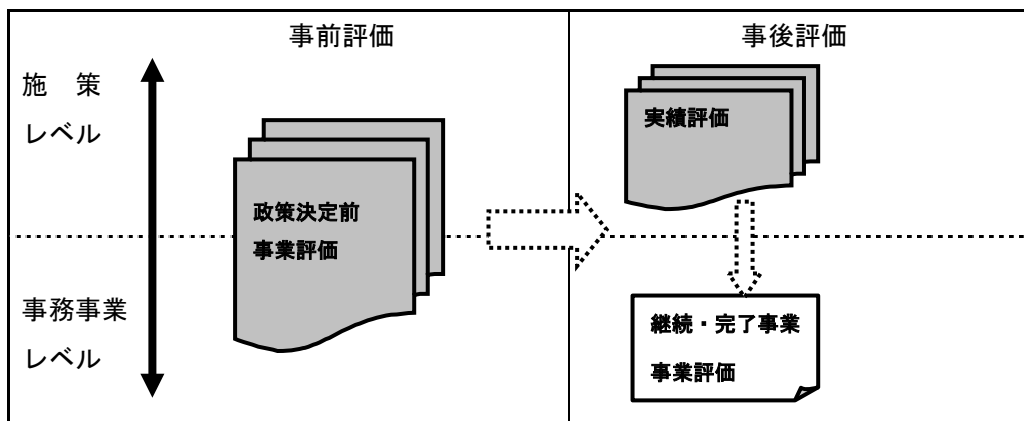
（注5） 文部科学省では、事務事業レベルの政策の事後評価が、原則、実績評価方式により行われている。

（注6） 環境省の当該評価は、規制影響分析（R I A）に関するものである。

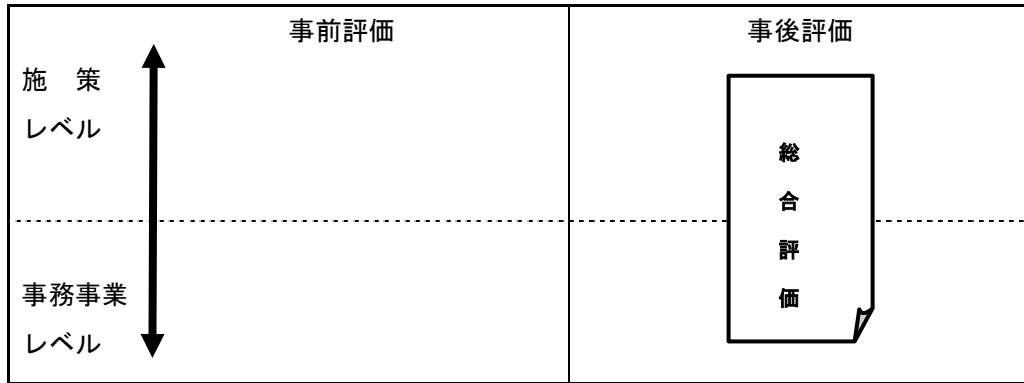
（注7） 環境省を除く7府省では、総合評価方式による評価も行われている。

なお、総務省の政策評価における総合評価方式による評価には、①同省の主要な政策をその対象とし、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用するものと、②分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は同省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策をその対象とし、同省の政策評価を充実する評価方式として活用するものがある。

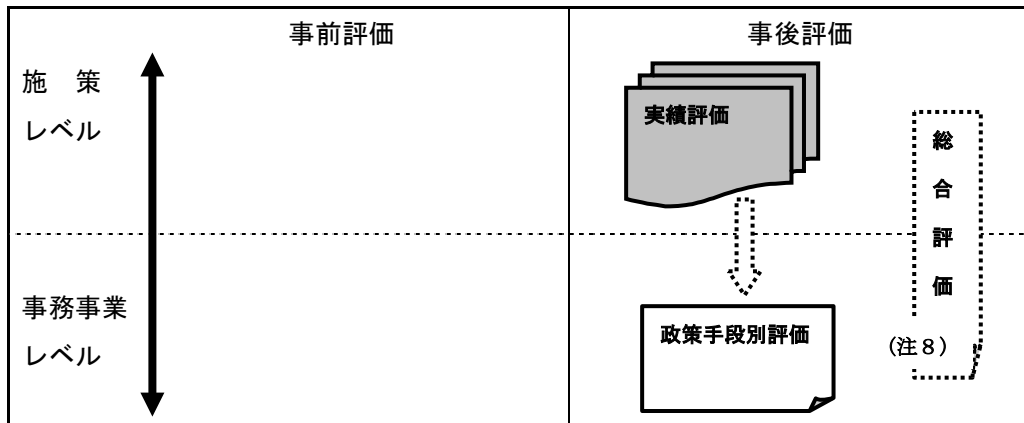
- ④ 施策レベルの政策と事務事業レベルの政策の両方を一体的にとらえ、事前評価が行われた政策（施策及び事務事業）については事後評価が行われている府省（経済産業省）



- ⑤ おおむね施策レベルの政策について、総合評価方式による評価のみが行われている府省（外務省）

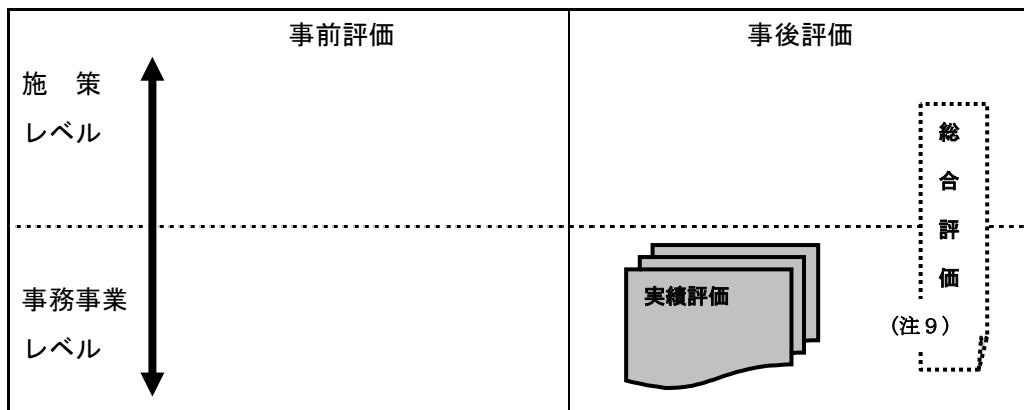


- ⑥ 施策レベルの政策について、実績評価方式による評価が行われ、必要に応じ、事務事業レベルの政策について事後評価が行われている府省（農林水産省）



(注8) 農林水産省では、総合評価方式による評価も行われている。

- ⑦ 事務事業レベルの政策について、実績評価方式による評価が行われている府省（公正取引委員会）



(注9) 公正取引委員会では、総合評価方式による評価も行われている。

(注10) 宮内庁は、上記のいずれの類型にも属していない。同庁では、事務事業レベルの政策を対象とした事業評価方式による事後評価のみが行われている。